

岩手県告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成26年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
南館歯科医院	南館歯科・小児歯科医院	岩手郡滝沢村滝沢字土沢308 番地1	平成17年2月11日
医療法人翔悠会 立本整形外科い たみのクリニック	立本整形外科いたみのクリニック	岩手郡滝沢村滝沢字穴口325 番地7	平成17年4月1日